

令和7年9月2日

▼タイトル

高島市定額減税補足給付金（不足額給付）の通知誤りについて

▼概 要

定額減税補足給付金（不足額給付）につきましては、7月25日以降支給要件に該当すると思われる方々に順次通知しているところですが、そのうち支給要件に該当しない方336人に対して誤って通知した事案が確認されました。

なお、誤送付の判明後ただちに原因を追究し、適正なデータ処理を実施したため、誤っての支給は発生しておりません。

▼原 因

委託事業者でのデータ処理過程において、過去の給付実績を反映した支給要件該当者の決定処理が行われておらず、また市においても適切な最終確認ができていなかったためです。

▼対 応

支給要件を満たさない336人の方へはお詫びの文書を発送し、給付金が支給できないこととお知らせさせていただくとともに、提出いただいた確認書類について返却します。

▼再発防止策

システムを用いたデータ処理過程における手順確認を徹底できるよう、委託事業者と情報共有しながら対応します。

給付金の対象者の把握に必要な情報と除外対象者の条件を整理し、委託事業者と共有し対象者や件数について複数の職員で確認することを徹底し、再発防止に努めてまいります。

▼問い合わせ先

- 所 属： 高島市役所健康福祉部社会福祉課
- 担 当： 調整給付金担当 湊田 正
- 電 話 番 号： 0740（25）8535
- ファックス： 0740（25）5490